

平成28年11月21日

文部科学省初等中等教育局教科書課 御中

全国特別支援学校長会

会長 横倉



教科用図書検定調査審議会総括部会が示した「検討課題」に対して、下記の通り意見を述べる。

記

(1) 次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準の改正について

次期学習指導要領等改訂で育成を目指す資質・能力の3つの柱（「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」）は資質・能力は、障害が有る・なしにかかわらず、「人が学ぶべき資質・能力」である。特別支援教育では、これまで各教科等の目標の実現を目指し、各学校において、一人一人の児童生徒の障害の状況等に応じて、具体的な指導目標や指導内容を設定して日々教育実践を重ねてきたが、今後もこうした指導を一層充実させ、次期学習指導要領の目指す資質・能力の獲得を推進していくことが重要である。そのためには、各学校で、育成を目指す資質・能力とは、一人一人の児童生徒において、具体的にどのような力であると考えればよいか、また、自ら判断し、意思を表明したり、表明しようとする力の育成は、どのようにあるべきか、について、具体的な姿を描いていくことが重要である。

そのためには、教科用図書検定基準の「各教科共通の条件」や「各教科固有の条件」において、各教科の「見方・考え方」につながる歴史系科目や生物などの「用語の重点化」や、地歴科及び公民科の「深い学び」へつながる「多面的・多角的な事象のとらえ方」の基準の明確化、理科における実験と観察の一体として扱われるべき学習内容の整理 等は、示された方向性のように次期学習指導要領の目指す資質能力の実現に向けて、適切かつ具体的に行われるべきと考える。また、現行の検定基準においては、教科の特質に応じて取扱いが異なる点もある現状を踏まえ、多様な教科書記述に統一して対応できるような「各教科共通の条件」の見直しを行うべきと考える。

(2) デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準の改正について

現代の社会状況や情報化の進展、今後の教育の方向性を考えると、デジタル教科書の意義や役割は、今後ますます高まっていくと考える。

学びの在り方が新しくなった場合には、教科書に反映されるべきであると考えるが、教

科書は今まで通りの意義・役割をもつた、基礎・基本を身に付けることのできるものであり、紙ベースのものは必要であると考える。今後、情報化が進展した場合にも、紙ベースの教科書があるうえで、教科書を補い、音声や小さく見づらいページの拡大による表示が可能となるデジタル教科書も必要。映像やカラー印刷に慣れた児童生徒にとって、デジタル教科書は理解を深めるために有効であると考える。

デジタル教科書には、紙の教科書にはない情報（国語の著者について等）や動画（理科の観察など）が豊富にあり、紙の教科書と併せて使用することで、効率的で効果的な学習ができる。デジタル教科書は紙の教科書に付属している有効な「教材」としての位置付けが望ましいのではないかと考える。関連するコンテンツ等へリンクしてつながるようになると、教科書の内容と他の関連事象について理解をさらに深めることができるため、紙の教科書の補完的な役割を果たすものとしての利用が適する。

グローバルな世界になり、世界との競争が激しくなっているなかで、ＩＣＴ技術の利用及び活用技術を身に付けることは必須である。効果を検証しながら導入を進めて欲しい。その際、デジタル教科書に、児童生徒が学ぶべき内容が網羅されるのではなく、自ら学ぶヒントが示され、アクティブラーニングのグッズとしての特性が備わることが必要ではないかと考える。

私たちを取り巻く情報は日々進化している。私たちが教育の対象としている全国の児童・生徒が安心して学ぶためには、デジタル教科書会議の中間まとめにあるように、動画や音声の教材の取り扱いや、URL,QRコードの取り扱いについては、示された方向性のように、一つ一つ慎重に進めるべきと考える。

(3) 検定手続きを改善するための教科用図書検定規則の改正について

我が国の教科書制度は大変有意義なものであると認識している。世界的にみて、識字率の高さ、基礎学力の定着は義務教育及び教科書制度の賜物であると思う。今後もこの教育水準を維持することを踏まえて新しい学びの在り方や情報化に対応するべきである。

誤記誤植など欠陥を減少させるための訂正申請手続きの在り方や検定申請者の在り方については、示された方向性のとおり、適切に改善されるべきと考える。